

たいへんお得です

少額貯蓄非課税制度

国民貯蓄組合法は本年三月をもつて廃止され、これにかわつて

今度新たに少額貯蓄非課税制度という優遇制度が所得税法によつて規定され、実施されておりますので出来るだけ多くの方々がこの制度を利用され貯蓄の増強に御協力下さるよう貯蓄増強中央委員会等では望んでおります。国内経済の安定成長を獲得するための資本の蓄積と国民生活の安定を確保するために貯蓄が重要な役割を占めていることは云うまでもありませんが、この貯蓄も今回の制度によつてか

なりの優遇措置がとられるようになりましただけでその主な点をお知らせ致します。

一、預貯金の利子については従来から所得税法上分離課税制度がとられていたが、この制度は今後も存続されると共に、源泉徴収税率が一〇％から五％に引下げられた。

二、従来は国民貯蓄組合に加入していなければこの特典が得られなかつたが今後は誰れでも、この特典を受けられるようになった。

三、非課税貯蓄の範囲は一人に



日まで七日間「住民登録届出
行週間」であります。

住民登録は、住民登録法で転
出転入された
場合は、十四
日以内に住民
登録は、住民
を登録して公
証する事務で
あります①
印鑑証明②住
民登録簿抄本
③居住証明④
選挙人名簿調
製⑤学令児童
調査⑥予防接

農地等被買収者の 申告調査について

農地改革により農地等を買収された人(旧地主)の被買収地等の実態について、申告調査を行いますので該当者は下記により調査票に記入申告して下さい

申告期間 7月1日から7月31日まで

申告用紙 市役所農務課にあります

受付窓口 市役所農務課
申告 農地等買収された方の世帯を一人分とする

その他詳細は農務課へお問合せ下さい

富士市役所農務課

つき各金融機関を通じ次に掲げるものうち一種類とする。

イ、預貯金(社内預金を含む)

ロ、合同運用信託

ハ、公社債及び公社債投資信託

四、非課税の対象となる利子所得、預貯金等—預入等がなされる期間の元本が五〇万円以下の利子所得

有価証券—利子の支払いの取扱者において保管等が行われている期間中の有価証券の額面金額等の合計が五〇万円以下の有価証券から生ずる利子所得

なお、非課税扱いの申告手続等の詳しいことは税務署あるいは市役所総務課又は金融機関の窓口等でお尋ね下さい。

体験談を募る

我が家の家計簿から貯蓄増強中央委員会と日本放送協会ではいま第十回「我が家の家計簿」体験談を次の要領で募集しておりますのでふるって応募して下さい。

▽募集内容

第一部 「我が家の家計簿から」

第二部 「我が家の予算生活から得たもの」

▽応募原稿

①原稿は四〇〇字詰原稿用紙四枚以内とする

②住所、氏名、職業、年令および記帳経年(月)数を明記する

▽締切 昭和三十八年八月十日(当日消印のあるものは有効)

▽賞金

特選—第一部一編二万円、第二部一編三万円、秀作—第一部二編各一万円、第二部二編各一万五千円

佳作—第一部三〇編各五千円、第二部三〇編各七千円、応募者全員に「明るい生活の家計簿」を贈る

▽発表

昭和三十八年十月二十二日NHK放送で入賞者氏名を発表

なお、くわしいことは市役所総務課へお尋ねください。